

行政文書開示決定等通知書

山中理司様

東京地方検察庁検事正 山元裕史



令和5年7月18日受付(受付第1号)で請求のありました行政文書の開示について、下記のとおり、その一部を行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき開示するとともに、その他を同法第9条第2項の規定に基づき開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示決定

(1) 開示する行政文書の名称

- ア 検察庁における記者会見について(平成22年4月22日最高検企第103号最高検察庁総務部長通知)
- イ 「検察庁における記者会見について(通知)」の実施上の指針について(平成22年4月22日最高検察庁総務部長事務連絡)

(2) 不開示とした部分とその理由

なし

2 不開示決定

(1) 不開示とした行政文書の名称

- ア 東京地検次席検事の定例記者会見で使っているマニュアル(最新版)
- イ 令和5年7月11日に実施した山元裕史東京地検検事正の就任記者会見に関する文書(例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問、想定問答及び記者会見終了後に作成された文書を含むが、これに限らない。)
- ウ 東京地検検事正の事務引継書(最新版)

(2) 不開示とした理由

- ア ア及びウの行政文書は、作成又は取得していないため、保有していない。
- イ イの行政文書は、保存期間満了につき廃棄済み又は作成・取得していないため、保有していない。

※ 上記1、2の決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、上記1、2の決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4

項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施方法により、開示の実施を受けられません。

〈希望された実施の方法〉 写しの送付

なお、次表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法によることもできますが、当庁の窓口で開示の実施を希望する場合には、(2)に記載された日時から都合のよい日を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
電磁的記録 2ファイル	①用紙に出力したものの閲覧	100枚までごとにつき200円	200円	無料
用紙に出力した場合 A4判文書 合計4枚	②用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	40円	無料
内訳 前記1(1)ア 1枚 前記1(1)イ 3枚	③CD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額	520円	220円
	④DVD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額	540円	240円

(注) CD-R 又は DVD-R による開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより、開示実施手数料等が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当者まで御連絡ください。

(2) 窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和5年9月25日から同年10月25日まで（土・日曜日、祝日を除く。）
の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

場所：東京地方検察庁1階情報公開窓口

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から7日以内に発送予定

郵送料(見込額)：紙媒体の場合、通常郵便物(定形外) 50gまで120円
CD-R 又は DVD-R の場合、通常郵便物(定形外) 100g
まで140円

* 担当課等 東京地方検察庁総務部企画調査課情報公関係(担当者：山口、清水)
電話 03-3592-5611(内線：3993、3994)

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧するなど）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧するなど）もできます。

一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできますが、その場合には、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

窓口における開示の実施を選択される場合は、3(2)「窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「* 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前（この「3日」には、行政機関の休日は含みません。）には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が開示請求手数料相当額までは無料、開示請求手数料相当額を超える場合は、基本額から開示請求手数料相当額を差し引いた額となります。

(例) 開示請求手数料が300円の場合

○150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

○150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

○150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円＋写しの交付に係る基本額100円＝計200円→手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき、2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」用紙をお送りしますので、担当まで御連絡ください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」の所定の位置に相当額の収入印紙を貼って（消印しないで）納付してください。

3 決定に係る審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

4 開示の実施について

窓口における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

東京地方検察庁検事正 山 元 裕 史 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 行政文書開示決定等通知書の番号等
日 付 令和5年9月19日
文書番号 東地企第425号

- 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
(1) 検察庁における記者会見について（平成22年4月22日最高検企第103号最高検察庁総務部長通知） (2) 「検察庁における記者会見について（通知）」の実施上の指針について（平成22年4月22日最高検察庁総務部長事務連絡）	電磁的記録 2ファイル	1 用紙に出力したものの閲覧	①全部 ②一部（ ）
	用紙に出力した場合 A4判文書 合計4枚	2 用紙に白黒で出力したものの交付	①全部 ②一部（ ）
	内訳 (1)1枚 (2)3枚	3 CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	①全部 ②一部（ ）
		4 DVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	①全部 ②一部（ ）

- 3 開示の実施を希望する日 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

- 4 「写しの送付」の希望の有無

有 : 同封する郵便切手の額 紙媒体の場合 120円
無 : 紙媒体の場合 140円

